

2024年10月23日

全国厚生連労働組合連合会

中央執行委員長 岩本 一宏

(公印省略)

すべての医療・介護労働者の賃金・処遇を引き上げるために 抜本的な国の支援と報酬の臨時改定を求める要請書

日々、国民の命と健康、暮らしを守るため、ご尽力頂いていることに心より敬意を表します。

私たちJA厚生連病院・施設で働く職員は、農村地域における医療・介護の維持・発展のために、日々奮闘しています。コロナは5類になったものの医療・介護現場では、以前と同様の感染対策を求められており、コロナの感染流行やクラスター発生も依然として起こっています。

この間、様々な事業が再興していく中で、どの業界でも「人材不足」と、その確保に向けた対策が取られています。その第一が、労働者の賃上げを始めとする処遇改善です。医療・介護分野は、その収益のほとんどが公定価格である診療報酬・介護報酬によるもので、他産業の企業のように、値上げ等によって消費者負担に求めることが出来ません。

政府は、22年10月から急性期病院などの看護職を対象に、診療報酬による初の賃上げ策を実施しましたが、対象施設の限定や、算定は看護職としながら、支給は他職種も可能とするなど、職種・職員間の分断にもつながる内容で、現場での様々なハレーションを引き起こしました。

トリプル改定であった24年の診療報酬改定では、「ベースアップ評価料」が新設され、幅広く医療従事者が算定対象になったものの、適用外職種も残され、分断も起きています。施設毎の申請とされていることから、県単位で広域運営している厚生連にとっては、「ベースアップ」という賃金制度の基本部分で、法人単位の対応が難しいと、基本給書き換えに躊躇する向きもあります。実際の24春闘での賃上げ状況は、政府が「ベースアップ」との名称を使用しつつも、厳密に「基本給の引き上げ」で行った法人・事業所は数えるほどで、良くて一時金にも反映する「調整手当」、大部分は、月例給のみ引き上げ「手当」で済ませています。

さらに8月に出された人事院勧告では、民間企業の賃上げ状況を反映し、初任給の大幅引き上げや30代後半までの若年層に対して俸給表の引き上げが行われました。看護職に適用される医療職(三)表では、高卒3年課程卒で初任給3万円超の引き上げなどが勧告されています。今後、公立病院での人勧対応が進めば、公務員と民間労働者との処遇格差も問題になっていきます。

今こそ官民間問わず、すべてのケア労働者の賃金・処遇を引き上げ、住民が安心できる地域医療提供体制を維持するため、以下の項目の実現に向け、取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 事務職も含め、すべての医療・介護で働く労働者にベースアップを行うため、全額国費による賃上げ・処遇改善策を行うこと。
2. 医療・介護労働者の処遇改善が保障されるとともに、物価や光熱費等の高騰や依然として続くコロナ禍による医療・介護事業所への影響が克服できるよう診療・介護報酬を大幅に引き上げる臨時改定を行うこと。職員分断に繋がらない「ベースアップ評価料」へ改善すること。報酬引き上げが患者負担や保険料にはね返らないよう25年度予算での必要な増額を図ること。